

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	静岡市住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪取得した個人番号等を庁内の共通基盤システムへ連携 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 また、②の転出届等については、窓口や郵送での書類の受付以外に、マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能(以下「サービス検索・電子申請機能」という。)及び申請管理システムにより、電子申請を受領する。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民記録システム(既存住民基本台帳システムと同義)
②システムの機能	1. 住民からの異動届等における住民基本台帳の更新 住民からの届出による異動や、戸籍関係の届出や通知による異動など、住民にかかわるすべての異動情報に基づき、住民基本台帳の作成・更新を行う。また、転出時の転出証明書発行など、異動に伴い必要となる帳票を発行する。 2. 職権による住民基本台帳の修正 職権により、世帯・個人に関する各項目の修正を行う。 3. 個人番号カードによる転入届(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 住民票の写し等の発行 住民からの交付請求に応じて、証明書を発行する。また、住民宛の通知書の発行を行う。 5. 住民票コードに対する個人番号の付番と登録 出生届、海外からの転入届等において、個人番号未記載者に対して、個人番号の付番と登録を行う。 6. 庁内の他の業務・システム等とのデータの連携 住民基本台帳ネットワークシステム、他業務・システム等との住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携を行う。 7. 符号取得時における機構への個人番号の通知 符号取得時に機構から通知される処理通番と紐づく個人番号を機構へ通知する。 ※符号とは、番号法施行令第27条に規定する、情報提供用個人識別符号を指す。 8. 中間サーバーへの特定個人情報の登録 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を共通基盤システムを通じて中間サーバーへ登録する。 9. 住民基本台帳情報の照会・検索 最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の一画面での照会など、様々な用途に応じて住民の情報の照会を行う。 10. 法務省とのデータの連携 法務省連携システムから外国人住民情報のデータ連携を行う。 11. 統計資料等の作成 都道府県への報告や、静岡市公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (証明発行システム、法務省連携システム、申請管理システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 住民記録システム(既存住基システム)において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CS(※)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。))。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、住民記録システム(既存住基システム)から当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 ※市町村CS(コミュニケーションサーバ):住民記録システム(既存住基システム)と住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために市町村に設置されているサーバ
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システムと同義)
②システムの機能	1. 住民基本台帳情報の連携 住民記録システム(既存住基システム)で登録された異動情報を、他業務システムに提供する。 2. 各種資格情報の連携 他業務システムで登録された各種資格情報を、住民記録システムに提供する。 3. 符号取得 情報保有機関内で利用する「統合宛名番号」を付番後、中間サーバーに通知し、符号取得に必要な「処理通番」を取得後、住民記録システムに通知する。 4. 宛名番号管理機能 統合宛名番号、個人番号、業務システム個々の宛名番号を紐付け、その情報を保管・管理する。 5. 中間サーバー連携 統合宛名番号を利用し、中間サーバーに各種特定個人情報照会・提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、税務・国保年金システム、証明発行システム、公営住宅管理システム、学齢簿システム、戸籍総合システム、健康推進システム、災害時要援護者避難支援管理システム、福祉総合システム、介護保険システム)
システム4	
①システムの名称	証明発行システム
②システムの機能	コンビニ交付における証明書作成 コンビニ交付において、住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行依頼があった場合、証明書を作成し、交付機に送信、発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、共通基盤システム（団体内統合宛名システム）及び住民記録システム（既存住基システム）との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）

システム6～10

システム6

①システムの名称	申請管理システム	
②システムの機能	1. 連携サーバ サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する機能。 2. 申請管理システム 連携サーバから連携された電子申請データを参照・保存する機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （ サービス検索・電子申請機能	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)住民基本台帳ファイル 市町村長は住民基本台帳を備え記録しなければならない、それは住民票をもって編成することと住基法で定められている。住民基本台帳の正確性を確保し正確な事務を継続するために磁気ディスクをもって調整している。 (2)本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 (3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。
②実現が期待されるメリット	住民の権利、義務の正しい行使・履行が実現でき、かつ事務の効率化、迅速化が図られる。同時に、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。 住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表における情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各項 ・番号法第19条第15号及び特定個人情報保護委員会規則の規定
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局戸籍管理課
②所属長の役職名	戸籍管理課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

(備考)

1. 住民からの異動届等における住民基本台帳の更新

1-①. 住民からの異動届(出生、転入、転出、転居、世帯変更等)、申請(住民票コードの変更、通称名変更、個人番号変更等)を受け付ける。

1-②. 住民基本台帳(住民記録システム(既存住基システム))を更新する。

1-③. 更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。

※出生、海外からの転入等により、個人番号が付番されていない住民については、1-②と1-③の間に「5. 住民票コードに対する個人番号の指定」を実施する。

1-④. 他自治体にて更新された住民情報を、他自治体の市町村CS、都道府県サーバ経由で、市町村CSに通知を受け、庁内の住民基本台帳(住民記録システム(既存住基システム))を更新する。

2. 個人番号カードによる転入届(特例転入)

2-①. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認を行う。

2-②. 住民記録システム(既存住基システム)において、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。

3. 職権による住民基本台帳の修正

3-①. 住民記録システムより、世帯・個人に関する各項目の修正を行う。個人に関する情報、世帯に関する情報の職権修正以外に、入力内容に対する訂正、誤入力した内容の抹消などを行う。

※以降は、1-③の本人確認情報の更新処理を実施。

4. 住民票の写し等の発行

4-①. 住民から、住民票の写しの交付申請を受け付け、住民記録システム(既存住基システム)より、住民票の写しの作成を行う。

4-②. 住民から、住民票の写しの交付申請を郵送で受け付け、住民記録システム(既存住基システム)より、住民票の写しの作成を行う。

4-③. 住民票の写しを交付する。

5. 住民票コードに対する個人番号の指定

5-①. 機構に対し、個人番号の取得を要求する。

5-②. 住民記録システム(既存住基システム)にて、住民票コードと個人番号を紐付け、住民基本台帳を更新する。

5-③. 通知カードの送付先情報を作成する。

※個人番号の変更の場合は1-①の処理の後から、5-①の処理を開始する。

6. 庁内の他の業務・システムへ異動データの連携

6-①. 住民からの異動届等による住民基本台帳の更新を受けて、庁内の業務で必要となる住民基本台帳情報を共通基盤システムを通じて連携する。

6-②. 他業務システムより、共通基盤システムを通じて住民基本台帳に記載する国保資格情報等を取得する。

※共通基盤システムを介さない連携も存在する。

7. 符号取得時における機構への処理通番の通知

7-①. 共通基盤システムから中間サーバーに符号を要求し、処理通番を取得する。

7-②. 処理通番を住民記録システム(既存住基システム)へ連携する。

7-③. 市町村CSにより処理通番を機構へ通知する。

8. 特定個人情報の中間サーバーへの登録

8-①. 他団体からの情報照会時に特定個人情報を提供するために、共通基盤システムを通じて、中間サーバーへ特定個人情報(住民票関係情報)を登録する。

9. 住民基本台帳情報の検索・照会

9-①. 住民記録システム(既存住基システム)で、住民基本台帳に関する情報の検索・照会を行う。

10. 法務省との連携

10-①. 法務省から外国人の在留資格等の情報を法務省連携端末経由で取得し、住民基本台帳を更新する。

11. 統計資料等の作成

11-①. 住民記録システム(既存住基システム)により、統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。

12. 住民からの異動届を電子申請で受け付ける。

12-①. 住民からの異動届(転出)を受け付ける。

12-②. サービス検索・電子申請を経由して受け付けた情報が申請管理システムと連携される。

12-③. 申請管理システムの情報を基に、既存住基システムを更新する。

※以後は、1-③以降と同じ。

13. 戸籍から住記への連携

・住民票記載事項通知情報連携

・本籍照合通知連携

・住民票コード照会

14. 住記から戸籍への連携

・戸籍附票記載事項通知連携

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基法上の住民基本台帳記録事項であり、住民に関する記録の適正な管理が求められるため。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (印鑑登録情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 住基法により住民票の記載すべき事項とされているため。 ・その他識別情報(内部番号) 情報の庁内連携に使用するため。 ・印鑑登録情報 氏名に変更が生じた際に印鑑登録の失効のお知らせに利用するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月18日
⑥事務担当部署	各区役所戸籍住民課、各支所

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、申請管理システム)	
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性		住基法において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した際には、住民からの申請等を受ける必要があるため。	
⑤本人への明示		住基法第7条(住民票の記載事項)において明示されている。	
⑥使用目的 ※		住基法に基づき住民基本台帳を整備し、住民票の写し等の発行など各種行政サービスを適正に執行するために使用する。	
		変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	各区役所戸籍住民課、各支所、各市民サービスコーナー	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1. 住民異動の審査 住民異動届等による住民異動の審査 2. 住民票の写し等の交付 個人番号を記載した住民票の写し等の交付の請求があった場合は、その必要性が正当と認められた場合には証明書を交付 3. 転出証明書への記載 転出先市区町村に提出する転出証明書での個人番号記載または住民基本台帳ネットワークを介した転出情報の送信 4. 庁内関係各課への情報提供 番号法で定められた事務において、本人確認により状況把握が必要となった際の情報提供 5. 住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信、個人番号の取得、符号の取得要求及び通知カード送付先情報の送信 6. 情報提供ネットワークシステム連携 住民票関係情報の送信 7. 「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等。	
		情報の突合 ※	(1)通知カード、個人番号カード等により、正確な本人確認を行う。【上記1、2、3】 (2)住民票コードにより、正確な記録を行う。【上記5】 (3)その他識別情報により、対象者を正確に把握する。【上記4、6】 (4)申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報を突合する。【上記7】
		情報の統計分析 ※	個人番号を使用した統計分析は行わず、人口統計など件数の集計を行うことにのみ使用する。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。

⑨使用開始日	平成27年7月21日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (6) 件
委託事項1		住民記録システム運用保守委託
①委託内容		住民記録システム運用保守委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳ファイルの対象となる本人の範囲と同様
	その妥当性	住民記録システムの運用保守を実施するには、住民基本台帳ファイル対象者全員の内容を取り扱う必要があるため。 なお、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書に定める事項を遵守させている。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民記録システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		静岡県情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		住民基本台帳等作成記録業務
①委託内容		住基法など法令に基づき住民から届け出られた各種届書により、住民基本台帳等の作成又は情報の記録を実施
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳ファイルの対象となる本人の範囲と同様
	その妥当性	住民基本台帳等の作成又は情報の記録を実施するには、住民基本台帳ファイル対象者全員の内容を取り扱う必要があるため。 なお、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書に定める事項を遵守させている。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民記録システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		静岡県情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		富士テクノロジー株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		郵便請求対応業務	
①委託内容		郵便請求による住民票の写し等の各種証明書の交付及び関連業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳ファイルの対象となる本人の範囲と同様	
	その妥当性	住民票の写し等の証明書を交付を実施するには、住民基本台帳ファイル対象者全員の内容を取り扱う必要があるため。 なお、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書に定める事項を遵守させている。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民記録システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		静岡県情報公開条例に基づく開示請求により確認	
⑥委託先名		株式会社東海道シグマ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		証明書等の交付及び手数料収納業務
①委託内容		住民票の写しなどの証明書等の交付及びその手数料の収納業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳ファイルの対象となる本人の範囲と同様
	その妥当性	証明書等の交付事務を実施するには、住民基本台帳ファイル対象者全員の内容を取り扱う必要があるため。 なお、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書に定める事項を遵守させている。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		静岡県情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		株式会社東海道シグマ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		証明発行窓口等業務	
①委託内容		駿河区役所及び清水区役所の証明書発行窓口における受付、証明書作成、点検等業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	証明発行窓口業務を実施するには、住民基本台帳ファイル対象者全員の内容を取り扱う必要があるため。 なお、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書に定める事項を遵守させている。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (住民記録システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認	
⑥委託先名		株式会社エイジェック静岡オフィス(駿河区役所、清水区役所)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項6～10	
委託事項6	申請管理システム運用・保守業務
①委託内容	申請管理システムの運用・保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性 申請対象は事務対象者全員に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害発生時及びシステムの運用保守作業を行う場合にのみ申請管理システムを直接操作する。)
⑤委託先名の確認方法	静岡県情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海
再委託 ⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
⑧再委託の許諾方法 再委託に関する書面での取り交わしを行う。	
⑨再委託事項 ネットワーク機器保守	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (60) 件 ☐ 移転を行っている (83) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用個人情報の提供に関する命令第2条に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	番号法第19条第8号に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度、随時。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1		番号法第9条第1項別表に定める法定事務又は準法定事務を処理する者(別紙2参照)		
①法令上の根拠		番号法第9条第1項別表		
②移転先における用途		番号法第9条第1項別表に定める各事務(別紙2参照)		
③移転する情報		住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様		
⑥移転方法		[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()		
⑦時期・頻度		住民基本台帳ファイルの更新の都度		
移転先2～5				
移転先6～10				
移転先11～15				
移転先16～20				
6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		＜静岡市における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜申請管理システム＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		
②保管期間	期間	[20年以上] ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない		
	その妥当性	・住民票に記録されている間は、必ず保管が必要である。 ・住民票が消除され除票となった場合の保管期間は、住民基本台帳法施行令第34条により150年間と定められている。 ・(申請管理システム)データは各種申請等の保管期間に合わせデータ保管及び削除を実施している。		

③消去方法	＜静岡市における措置＞ ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、職員立ち合いの上、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 （申請管理システム） ・外部記憶媒体に一時的に保管した際は、使用終了後速やかにデータの消去を実施する。 ・データベース上は保管期間終了後速やかに消去を実施する。 ・機器廃棄時は物理的破壊等データの完全消去を実施する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 本人確認情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年7月18日	
⑥事務担当部署	各区役所戸籍住民課、各支所	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民記録システム(既存住基システム))	
③入手の時期・頻度		住民基本台帳への記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性		法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず住民記録システム(既存住基システム)で情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示		市町村CSが住民記録システム(既存住基システム)より本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(1)市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。	
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
		変更の妥当性	—
⑦使用の主体		使用部署 ※	各区役所戸籍住民課、各支所、各市民サービスコーナー
		使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民記録システム(既存住基システム)から当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民記録システム(既存住基システム)→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。	
		情報の突合 ※	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
		情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。

⑨使用開始日	平成27年7月21日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託	
①委託内容		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		静岡県情報公開条例に基づく開示請求により確認	
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳への記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。

提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （住民基本台帳ネットワークシステム） ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）。

提供先6～10					
提供先11～15					
提供先16～20					
移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数		[		]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
⑥移転方法		[] 片内連携システム	[] 専用線		
		[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
		[] フラッシュメモリ	[] 紙		
		[] その他（ ）			
⑦時期・頻度					
移転先2～5					
移転先6～10					
移転先11～15					
移転先16～20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。			
②保管期間	期間	[20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10)定められていない		
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。			
③消去方法		本人確認情報ファイルに登録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。			
7. 備考					
—					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) その必要性 番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
	その妥当性 ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成27年10月3日
⑥事務担当部署	各区役所戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民記録システム(既存住基システム))	
③入手の時期・頻度		個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	
④入手に係る妥当性		送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	
⑥使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
		変更の妥当性 ー	
⑦使用の主体		使用部署 ※	各区役所戸籍住民課、各支所、各市民サービスコーナー
		使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・住民記録システム(既存住基システム)より個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
		情報の突合 ※ 入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	
		情報の統計分析 ※ 送付先情報ファイルに記録される個人情報をを用いた統計分析は行わない。	
		権利利益に影響を与え得る決定 ※ 該当なし。	
⑨使用開始日		平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない ☐ 1) 件
委託事項1	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法	静岡県情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海
再委託	☐ 再委託の有無 ※ ☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。
②保管期間	期間	[1年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法		保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1. 宛名番号(内部番号)、2. 世帯番号、3. 区コード、4. 消除区分、5. 住民区分、6. 世帯覚書、7. 個人覚書、8. 住民票コード、9. 個人番号、10. 世帯主名(漢字)、11. 世帯主名(英字)、12. 異動事由、13. 世帯異動年月日、14. 世帯届出年月日、15. 改製年月日、16. 除票年月日、17. 生年月日、18. 性別、19. 続柄、20. 本籍、21. 筆頭者、22. 現住所(自治体コード、町丁目コード、番地、号、枝、郵便番号、方書)、23. 住民となった日(異動日、届出日)、24. 氏名(漢字、英字、通称、カナ)、25. 記載(転入前)異動(異動事由コード、異動日、届出日)、26. 記載(転入前)住所(自治体コード、町丁目コード、番地、号、枝、郵便番号、方書、世帯主名)、27. 記載(転入前)住所世帯主名(漢字、英字)、28. 転出先異動(異動事由コード、異動日、届出日)、29. 転出先住所(自治体コード、町丁目コード、番地、号、枝、郵便番号、方書、世帯主名)、30. 転出先住所世帯主名(漢字、英字)、31. 確定転出先異動(異動事由コード、異動日、届出日)、32. 確定転出先住所(自治体コード、町丁目コード、番地、号、枝、郵便番号、方書、世帯主名)、33. 確定転出先住所世帯主名(漢字、英字)、34. 住定異動(異動事由コード、異動日、届出日)、35. 住基カード発行状況、36. 住基カード有効期限、37. 住基カード回収日、38. 住基カード表面記載バージョン情報、39. 世帯備考、40. 個人備考、41. 国民健康保険被保険者情報(証番号、資格区分、資格取得日、資格喪失日、マル退種別区分、マル退該当日、マル退非該当日)、42. 国民年金被保険者情報(記号番号、種別区分、資格取得日、資格喪失日、資格変更日)、43. 介護保険被保険者情報(介護被保険者証番号、資格取得日、資格喪失日、資格区分、認定日、有効開始日、有効終了日)、44. 児童手当受給情報(支給開始日、支給終了日)、45. 印鑑登録番号、46. 選挙資格情報、47. 後期高齢者医療被保険者情報(被保険者番号、資格取得コード、資格取得日、資格喪失日、適用開始日、適用終了日)、48. 氏名のカタカナ表記、49. 第30条の45に規定する区分、50. 在留資格コード、51. 在留期間等、52. 在留期間等の満了の日、53. 在留カード等の番号、54. 外国人住民となった年月日、55. 国籍コード、56. 証明書発行履歴、57. 個人番号カード発行状況、58. 個人番号カード有効期限、59. 個人番号カード回収日、60. 通称の記載と削除関する事項、61. 自動交付機カード情報(カード番号、カード区分、カード登録状態、カード登録年月日、カード廃止年月日)

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
(1) 住民基本台帳ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、対象者以外の情報が入力されていないか確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークからは、目的外での入手ができない仕組みとなっている。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・必要な項目以外は、システムに入力できない仕組みとなっている。 ・届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークからは、不必要な情報が入手できない仕組みとなっている。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示等を受け、本人確認を行う。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際に個人番号カード（若しくは通知カードと法令で定める書類等）の提示がない場合には、住民基本台帳ネットワークにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、作業を行なった者以外の者が確認する等、必ずダブルチェックを実施する。 ・住民基本台帳ネットワークに記録された本人確認情報と、定期的に整合性チェックを実施している。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・届出書等は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、使用後に鍵付の書庫に保管する。 ・住民記録システム（既存住基システム）は住民基本台帳ネットワーク以外とは外部接続できない仕組みである。 ・LGWAN 系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZ を設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界 FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			



3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・共通基盤システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、共通基盤システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・共通基盤システムへは、権限のない者の接続を認めない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・住民記録システム(既存住基システム)と住基ネット市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・戸籍総合システムでは個人番号を用いた連携を行えないよう仕組みとして担保する。また、戸籍総合システムには特定個人情報を保有しない。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。(申請管理システム) ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、適切なユーザ割り当て及び認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。(申請管理システム) ・最低限必要なもののみを発効する。 ・業務上不要になったものについては廃止する。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限を定期的を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。(申請管理システム) ・定期的にユーザID一覧とアクセス権限の管理表と突合を行い確認する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。(申請管理システム) ・申請管理システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者を特定できるようにする。 ・想定外のログを検知し、内容を確認する。		
その他の措置の内容	—		
	[十分である]	<選択肢> 1)	

リスクへの対策は十分か	「力」がある	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	--------	------------------------------	----------

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対して、引き続き個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては、個人情報保護に関する取扱仕様書を遵守させている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 (申請管理システム) ・申請管理システムへアクセスできる端末を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・委託先に対しては個人情報の保護に関する取扱仕様書において許可を得ない複製を禁止している。 (申請管理システム) ・申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・システム利用者が席を外す際には、必ず端末機をログアウトし、情報漏えいや他者によるなりすましを防ぐよう徹底する。 ・端末機は、ディスプレイが来庁者から見えない位置に置き、覗き見防止フィルターを取り付ける。 ・スクリーンセイバー等の利用により、情報の長時間の表示を防止する。 ・その他、静岡市情報セキュリティポリシーに基づき、リスク対策を講じている。		

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認

- ・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。
 - ・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報の保護管理状況について随時検査を行い、報告を求める。
- (申請管理システム)
- ・委託先から提出される担当者及び体制図により確認を行っている。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

[制限している] ＜選択肢＞
1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

- ・委託にかかる実施体制や従事者名簿等の提出を義務付ける。
 - ・システムの操作権限を持つ者を必要最小限にする。
 - ・システムの操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
 - ・システムのアクセスログを取得し、不正な使用がないことを確認する。
- (申請管理システム)
- ・担当者以外アクセス制限がされている。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

- ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
 - ・委託事業者から適時個人情報の保護管理状況について報告を受けるとともに、その記録を残す。
- (申請管理システム)
- ・ログ等による管理をしている。

特定個人情報の提供ルール

[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
-----------	-------------------	-----------

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法

- ・提供の禁止を契約書に明記している。
 - ・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。
 - ・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報の保護管理状況について随時検査し、報告を求める。
- (申請管理システム)
- ・契約書において、提供を行わない旨の記載をしている。

委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法

- ・委託業務については、契約書にて委託業務の実施場所を限定し、許可のない外部への持ち出しを禁止している。
- ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。
(申請管理システム)
- ・契約書において、記載をしている。

特定個人情報の消去ルール

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

ルール内容及び ルール遵守の確認方法

- ・委託事業者は、個人情報情報が記録された資料等については、業務終了後、直ちに返還又は引き渡すものとする。
 - ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。
- (申請管理システム)
- 原則、特定個人情報情報の提供は行わず、障害発生時及びシステムの運用保守作業を行う場合にのみ当該システムを直接操作するため、消去する特定個人情報はない。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

		＜選択肢＞	
「	定めている	1) 定めている	2) 定めていない

	規定の内容	契約書に「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事項の遵守を明記している。 (※「甲」は委託元を指し、「乙」は委託先を指す。) 1 個人情報保護の基本原則 乙は、この契約に基づく業務(以下「業務」という。)の実施に当たり、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。 2 個人情報の漏えい等の禁止 乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。 3 使用者への周知 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。 4 適正な管理 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。 5 利用及び提供の制限 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。 6 複写及び複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 7 資料等の返還 乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 8 再委託等における個人情報の取り扱い 乙は、契約書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。 9 事故発生時における報告 乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。 (申請管理システム) ・秘密保持義務、事業者内からの特定個人情報の持ち出しの禁止等。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転の記録を共通基盤システム等で管理し、保存する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、データの提供先・移転先からデータの提供元・移転元に事前申請し、その法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの提供・移転を認めている。		
その他の措置の内容	・共通基盤システムは、データの移転が認められた移転先からのみ、アクセスを許可された連携システムへデータを移転する。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・情報照会・情報提供の記録が保存される共通基盤システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、住民基本台帳情報に変更が生じた際には、住民記録システム（既存住基システム）への登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 接続相手方（各業務システム）と共通基盤システムとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<静岡市における措置> ・共通基盤システムにおいて、情報の提供について、端末・システム・データが特定できるよう記録している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを当該システムから取得し、中間サーバーにも格納のうえ、当該リストにより許可された特定個人情報の提供要求であることを確認する。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、当該システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付する。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 (注) 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供要求の受領及び情報提供を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜静岡市における措置＞ ・共通基盤システムにおいて、特定の権限者以外は情報照会できず、また情報照会及び提供の記録が逐一保存されることとなり、不適切な方法で特定個人情報提供されることを防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 （注）セキュリティ管理機能：暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバープラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜静岡市における措置＞ ・中間サーバーへの情報連携は、住民記録システム（既存住基システム）の更新の都度行い、その正確性を担保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、当該システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （注）情報提供データベース管理機能：特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜静岡市における措置＞ ・情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへはアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合		

行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<静岡市における措置> ・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。 ・各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 ・特定個人情報が記載・記録された媒体の保管場所は、施錠管理している。 ・各区役所等の執務室等のカウンター周辺の端末には「覗き見防止フィルム」で対策している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバ室を設置する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバ室を設置する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消火設備を有した建物内にサーバ室を設置する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管し、廃棄する際は溶解処理を行う。 <遠隔地保管> ・日々の業務終了後に、磁気ディスクへデータベースを退避し、週次で(年52回)データをLTOテープで遠隔地保管している。 ・データの保管は、東海地震等広域災害が発生しても記録データの安全が確保できる立地条件、耐震耐火等を備えた保管庫設備で保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <申請管理システム> ・申請管理システム及び連携サーバについては、電子計算機室等の管理区域に設置しており、入室管理などの物理的対策を講じている。 ・申請管理システム接続端末については、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
		<静岡市における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続を制限している。また、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視している。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

	具体的な対策の内容	・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜申請管理システム＞ ・申請管理システム及び申請管理システム接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・LGWAN 系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間に DMZ を設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界 FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
--	------------------	---

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後も保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報that古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。(申請管理システム) ・申請管理システムでは不適切な古い情報を保管することはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<静岡市における措置> ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。 (申請管理システム) ・申請管理システム及び連携サーバ内の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 本人確認情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は住民記録システム（既存住基システム）に限定されるため、情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類（写真付の公的機関発行証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて住民記録システム（既存住基システム）を通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住民記録システム（既存住基システム）に限定する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示等を受け、本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、作業を行なった者以外の者が確認する等、必ずダブルチェックを実施する。 ・住民記録システム（既存住基システム）に記録された住民基本台帳と、定期的に整合性チェックを実施している。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システム(既存住基システム)に限定しており、また、住民記録システム(既存住基システム)と市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシンルーム内にあり、さらに、施錠を施したラック内に設置している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請させる。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効する。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーション操作履歴の記録を取得し、保管する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴は、定められた期間、保管する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対して、引き続き個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては、個人情報保護に関する取扱仕様書を遵守させている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製はできない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・システム利用者が席を外す際には、必ず端末機をログアウトし、情報漏えいや他者によるなりすましを防ぐよう徹底する。 ・静岡市情報セキュリティポリシーに基づいた対策を講じている。			

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。

・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報保護管理状況について随時検査を行い、報告を求める。

[制限している] ＜選択肢＞
1) 制限している 2) 制限していない

- ・委託にかかる実施体制や従事者名簿等の提出を義務付ける。
- ・システムの操作権限を持つ者を必要最小限にする。
- ・システムの操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
- ・システムのアクセスログを取得し、不正な使用がないことを確認する。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

- ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・委託事業者から適時個人情報の保護管理状況について報告を受けるとともに、その記録を残す。

[	定めている	]	＜選択肢＞	
			1) 定めている	2) 定めていない

- ・提供の禁止を契約書に明記している。
- ・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。
- ・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報保護管理状況について随時検査し、報告を求める。

- ・委託業務については、契約書にて委託業務を実施場所を限定し、許可のない外部への持ち出しを禁止している。
- ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。

[	定めている	]	＜選択肢＞	
			1) 定めている	2) 定めていない

- ・委託事業者は、個人情報記録された資料等については、業務終了後、直ちに返還又は引き渡すものとする。
- ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		
規定の内容		契約書に「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事項の遵守を明記している。 (※「甲」は委託元を指し、「乙」は委託先を指す。) 1 個人情報保護の基本原則 乙は、この契約に基づく業務(以下「業務」という。)の実施に当たり、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。 2 個人情報の漏えい等の禁止 乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。 3 使用者への周知 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。 4 適正な管理 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。 5 利用及び提供の制限 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。 6 複写及び複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 7 資料等の返還 乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 8 再委託等における個人情報の取り扱い 乙は、契約書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。 9 事故発生時における報告 乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		
具体的な方法		・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、5年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<静岡市における措置> ・「住民基本台帳ネットワークシステム・セキュリティ対策要綱」に基づき、各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 ・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・各区役所等の執務室等のカウンター周辺の端末には「覗き見防止フィルム」で対策している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバ室を設置する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバ室を設置する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消火設備を有した建物内にサーバ室を設置する。 <遠隔地保管> ・日々の業務終了後に、磁気ディスク(LTOテープ)へデータベースを退避し、週次で(年52回)データを遠隔地保管している。 ・データの保管は、東海地震等広域災害が発生しても記録データの安全が確保できる立地条件、耐震耐火等を備えた保管庫設備で保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認している。 ・ネットワーク管理に係る体制等を整備し、ファイアウォールを導入することにより、第三者による不正アクセスを防いでいる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報 が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民記録システム(既存住基システム)との整合処理を定期的 to 実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報 が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容 ・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、当該磁気ディスクに記録された情報が、廃棄する過程において第三者に入手されることを防ぐために、物理的破壊、専用ソフトを使用したデータの上書きその他の記録された情報が読みださせない措置を講ずる。		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は住民記録システム（既存住基システム）に限定されるため、住民記録システム（既存住基システム）への情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類（写真付の公的機関発行証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－6 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて住民記録システム（既存住基システム）を通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住民記録システム（既存住基システム）に限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示等を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民記録システム（既存住基システム）において正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、住民記録システム（既存住基システム）から入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システム(既存住基システム)に限定しており、また、住民記録システム(既存住基システム)と市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシンルーム内にあり、さらに、施錠を施したラック内に設置している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーション操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴を磁気ディスクに記録し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対して、引き続き個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては、個人情報保護に関する取扱仕様書を遵守させている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製はできない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

- ・システム利用者が席を外す際には、必ず端末機をログアウトし、情報漏えいや他者によるなりすましを防ぐよう徹底する。
- ・静岡市情報セキュリティポリシーに基づいた対策を講じている。

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認

- ・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。
- ・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報保護管理状況について随時検査を行い、報告を求める。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

[制限している] ＜選択肢＞
1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

- ・委託にかかる実施体制や従事者名簿等の提出を義務付ける。
- ・システムの操作権限を持つ者を必要最小限にする。
- ・システムの操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
- ・システムのアクセスログを取得し、不正な使用がないことを確認する。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

- ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・委託事業者から適時個人情報の保護管理状況について報告を受けるとともに、その記録を残す。

特定個人情報の提供ルール

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法

- ・提供の禁止を契約書に明記している。
- ・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。
- ・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報の保護管理状況について随時検査し、報告を求める。

委託元と委託先間の
提供に関するルール
内容及びルール遵守
の確認方法

- ・委託業務については、契約書にて委託業務を実施場所を限定し、許可のない外部への持ち出しを禁止している。
- ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。

特定個人情報の消去ルール

[	定めている	]	＜選択肢＞	
			1) 定めている	2) 定めていない

ルール内容及び ルール遵守の確認方法

- ・委託事業者は、個人情報が入力された資料等については、業務終了後、直ちに返還又は引き渡すものとする。
- ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない 	
規定の内容		契約書に「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事項の遵守を明記している。 (※「甲」は委託元を指し、「乙」は委託先を指す。) 1 個人情報保護の基本原則 乙は、この契約に基づく業務(以下「業務」という。)の実施に当たり、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。 2 個人情報の漏えい等の禁止 乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。 3 使用者への周知 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。 4 適正な管理 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。 5 利用及び提供の制限 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。 6 複写及び複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 7 資料等の返還 乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 8 再委託等における個人情報の取り扱い 乙は、契約書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。 9 事故発生時における報告 乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[再委託していない] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない 	
具体的な方法		・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供を行う際に、提供記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、保存する。なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<静岡市における措置> ・「住民基本台帳ネットワークシステム・セキュリティ対策要綱」に基づき、各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 ・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・各区役所等の執務室等のカウンター周辺の端末には「覗き見防止フィルム」で対策している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバ室を設置する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバ室を設置する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消火設備を有した建物内にサーバ室を設置する。 ・電磁的記録媒体は、施錠可能な保管場所に格納する。 ・電磁的記録媒体に係る管理簿を作成し、持出・貸出等の記録を行い管理する。 <遠隔地保管> ・日々の業務終了後に、磁気ディスク(LTOテープ)へデータベースを退避し、週次で(年52回)データを遠隔地保管している。 ・データの保管は、東海地震等広域災害が発生しても記録データの安全が確保できる立地条件、耐震耐火等を備えた保管庫設備で保管している。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認している。 ・ネットワーク管理に係る体制等を整備し、ファイアウォールを導入することにより、第三者による不正アクセスを防いでいる。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	—	
	再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	
その他の措置の内容		—	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	1 住民記録システム(既存住基システム)及び住民基本台帳ネットワークの運用に関する措置 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に「この評価書の記載内容どおりの運用が行われていること。」に係る内容を追加し、運用状況を点検、確認する。 2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	1 住民記録システム(既存住基システム)及び住民基本台帳ネットワークの運用に関する措置 以下の観点により、定期的に、内部監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・職員の安全管理措置の周知・教育 2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施する。 3 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	1 住民記録システム(既存住基システム)及び住民基本台帳ネットワークの運用に関する措置 職員等に対して個人情報保護に関する研修を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施するものとする。	
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1488 FAX(054)221-1104 ・駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8697 FAX(054)287-8709 ・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-2007
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページに請求方法を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は複写料実費。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	・住民基本台帳ファイル ・本人確認情報ファイル ・送付先情報ファイル
公表場所	静岡市ホームページ URL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/kojin-joho/
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	・葵区役所戸籍住民課 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1061 FAX(054)221-1064 ・駿河区役所戸籍住民課 静岡市駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8611 FAX(054)287-8703 ・清水区役所戸籍住民課 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2126 FAX(054)353-8859
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年4月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則に基づき、市民意見提出手続を実施する。 実施に際しては、市ホームページ上で意見募集する旨を掲載し、市ホームページ、担当課及び各区役所市政情報コーナーにおいて全文を閲覧できるものとする。 意見の提出は、所定の様式により下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子申請及び担当課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和5年9月26日から令和5年10月27日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年3月13日
②方法	静岡市情報公開・個人情報保護審議会部会において実施した。
③結果	全項目評価の実施時期の遅れについては、今後同様の事態が生じないよう、制度統括課を中心に改善に強く取り組むこと。 全項目評価書の作成に当たっては、管理職や番号法制度所管課の適正な確認を経て、精度を高めること。 上記指摘事項以外、評価書の内容については、静岡市・情報公開個人情報保護審議会部会において了承された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月22日	I 7. ①部署	生活文化局市民生活部区政課	市民局戸籍管理課	事後	
平成30年3月22日	I 7. ②所属長	荻野 敏彦	小沢 正男	事後	
平成30年3月22日	II (1) 2. ⑤保有開始日	平成27年6月予定	2015/7/18	事後	
平成30年3月22日	II (1) 3. ⑨使用開始日	2015/6/1	2015/7/21	事後	
平成30年3月22日	II (1) 4. の委託事項2 ⑥委託先名	株式会社東海道シグマ	株式会社静岡セイコー	事後	
平成30年3月22日	II (1) 4. の委託事項4 ⑥委託先名	株式会社静岡セイコー	株式会社東海道シグマ	事後	
平成30年3月22日	II (1) 4. の委託事項5 ⑥委託先名	株式会社データサービスセンター(駿河区役所)、株式会社東海道シグマ(清水区役所)	株式会社データサービスセンター(駿河区役所、清水区役所)	事後	
平成30年3月22日	II (2) 2. ⑤保有開始日	平成27年6月予定	2015/7/18	事後	
平成30年3月22日	II (2) 3. ⑨使用開始日	2015/6/1	2015/7/21	事後	
平成30年3月22日	II (3) 2. ⑤保有開始日	平成27年10月予定	2015/10/13	事後	
平成30年5月30日	II (1) 5. 別紙1	追加	【提供先】 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。) 【法令上の根拠(項番)】 74 【提供先における用途】 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成30年5月30日	II (1) 5. 別紙1	追加	【提供先】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事または市町村長 【法令上の根拠(項番)】 85の2 【提供先における用途】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成30年5月30日	II (1) 5. 別紙1	【提供先】 厚生労働大臣	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙1	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(項番)】 120 【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(項番)】 119 【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局保健衛生部保健予防課	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健予防課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	子ども未来局子ども未来部児童相談所	子ども未来局児童相談所	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局福祉部障害者福祉課	保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局保健衛生部精神保健福祉課	保健福祉長寿局保健衛生医療部精神保健福祉課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局保健衛生部保健所清水支所	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所清水支所	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	子ども未来局子ども未来部保育課	子ども未来局幼保支援課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	子ども未来局子ども未来部子ども家庭課	子ども未来局子ども家庭課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	各福祉事務所保育児童課	各福祉事務所子育て支援課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局福祉部地域リハビリテーション推進センター	保健福祉長寿局健康福祉部地域リハビリテーション推進センター	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局福祉部障害者福祉課	保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	各市税事務所	清水市税事務所	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	生活文化市民生活部市民生活課	市民局市民自治推進課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局福祉部保険年金管理課	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	総務局危機管理部防災対策課	総務局危機管理課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	総務局行政管理部職員厚生課	総務局職員厚生課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局福祉部高齢者福祉課	保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局保健衛生部健康づくり推進課	保健福祉局健康福祉部健康づくり推進課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	総務局行政管理部人事課	総務局人事課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局福祉部福祉総務課	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	保健福祉局福祉部介護保険課	保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	病院局静岡看護専門学校	保健福祉局保健衛生医療部静岡看護専門学校	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	病院局清水看護専門学校	保健福祉局保健衛生医療部清水看護専門学校	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	追加	【移転先】 財政局税務部滞納対策課 【法令上の根拠(項番)】 16 【移転先における用途】 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課 【法令上の根拠(項番)】 95 【移転先における用途】 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	
平成30年5月30日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉局保健衛生部保健予防課 【法令上の根拠(項番)】 98 【移転先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【移転先】 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健予防課 【法令上の根拠(項番)】 97 【移転先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月22日	I 7. ②所属長の役職名	小沢 正男	戸籍管理課長	事後	
令和2年5月22日	II (1) 5	提供を行っている(55件)	提供を行っている(56件)	事後	
令和2年5月22日	II (1) 5. 別紙2	総務局危機管理課	総務局危機管理総室危機管理課	事後	
令和2年5月22日	II (1) 5. 別紙2	障害者福祉課	障害者支援推進課	事後	
令和2年5月22日	II (1) 5. 別紙2	障害者福祉課	福祉総務課	事後	
令和2年5月22日	I 2. ②システムの機能	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	
令和2年5月22日	I 5. 法令上の根拠	(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	削除	事後	
令和2年5月22日	II (2) 3. ⑧使用方法	4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	
令和2年5月22日	別添2. (2)本人確認情報ファイル	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月22日	別添2. (3)送付先情報ファイル	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62.旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月22日	Ⅲ(3)2. 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民記録システム(既存住基システム)において正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、住民記録システム(既存住基システム)から入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	住民記録システム(既存住基システム)において正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、住民記録システム(既存住基システム)から入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	
令和2年5月22日	Ⅲ(3)7. リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	
令和2年5月22日	Ⅲ(3)7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	
令和2年5月22日	I 1. ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月22日	I 2. ②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、住民記録システム(既存住基システム)から当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、住民記録システム(既存住基システム)から当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事前	
令和2年5月22日	I 4. ②実務実施上の必要性	(3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任))により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	(3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任))により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事前	
令和2年5月22日	II (3) 2. ③対象となる本人の範囲	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事前	
令和2年5月22日	II (3) 2. ④記録される項目	通知カード及び交付申請書の送付先の情報	個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月22日	Ⅱ(3)2. ④記録される項目	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事前	
令和2年5月22日	Ⅱ(3)3. ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事前	
令和2年5月22日	Ⅱ(3)3. ⑤本人への明示	・通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に明示されている。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事前	
令和2年5月22日	Ⅱ(3)3. ⑥使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事前	
令和2年5月22日	Ⅱ(3)3. ⑧使用方法	・住民記録システム(既存住基システム)より個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・住民記録システム(既存住基システム)より個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月22日	Ⅱ(3)5. ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事前	
令和2年5月22日	Ⅱ(3)5. ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事前	
令和2年5月22日	Ⅱ(3)5. ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事前	
令和2年5月22日	Ⅲ(2)2. 個人番号の真正性確認の措置の内容	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令で定める書類等)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事前	
令和3年11月29日	I 2,②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システム(既存住基システム)から当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システム(既存住基システム)から当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	I 4,①実務実施上の必要性	(3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	(3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	
令和3年11月29日	I 6,②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二における情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各号	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二における情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各号	事後	
令和3年11月29日	II (1) 5.提供先	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和3年11月29日	II (1) 5.①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和3年11月29日	II (1) 5.②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	事後	
令和3年11月29日	II (2) 7. ②保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	Ⅱ(3)2, ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	
令和3年11月29日	Ⅱ(3)2, ④記録される項目 その妥当性	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	
令和3年11月29日	Ⅱ(3)3, ⑤本人への明示	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	
令和3年11月29日	Ⅱ(3)3, ⑥使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	Ⅱ(3)3, ⑧使用方法	・住民記録システム(既存住基システム)より個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・住民記録システム(既存住基システム)より個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	
令和3年11月29日	Ⅱ(3)5, ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	
令和3年11月29日	Ⅱ(3)5, ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	
令和3年11月29日	Ⅲ(2)3, リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及びその端末においてアプリケーション操作履歴の記録を取得し、保管する。	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーション操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	
令和3年11月29日	Ⅲ(3)3, リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及びその端末においてアプリケーション操作履歴の記録を取得し、保管する。	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーション操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	Ⅲ(2)3, リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴は、定められた期間、保管する。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴は、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	事後	
令和3年11月29日	Ⅲ(2)7.リスク1 ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	
令和3年11月29日	Ⅲ(2)7.リスク3 消去手順 手順の内容	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	
令和3年11月29日	I 2. ②システムの機能	7. 符号取得時における機構への個人番号の通知 符号取得時に機構から通知される処理通番と紐付く個人番号を機構へ通知する。 ※符号とは、番号法施行令第20条に規定する、情報提供用個人識別符号を指す。	7. 符号取得時における機構への個人番号の通知 符号取得時に機構から通知される処理通番と紐付く個人番号を機構へ通知する。 ※符号とは、番号法施行令第27条に規定する、情報提供用個人識別符号を指す。	事後	
令和3年11月29日	V 1.①請求先	・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) - 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-4470	・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) - 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-2007	事後	
令和3年11月29日	I 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二における情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各号 ・番号法第19条第14号及び特定個人情報保護委員会規則の規定	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二における情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各号 ・番号法第19条第15号及び特定個人情報保護委員会規則の規定	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	Ⅱ(1)5. 別紙1	【提供先】 厚生労働大臣 【法令上の根拠(項番)】 21 【提供先における用途】 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	
令和3年11月29日	Ⅱ(1)5. 別紙1	追加	【提供先】 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 【法令上の根拠(項番)】 97 【提供先における用途】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律による費用の負担又は療養費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年11月29日	Ⅱ(1)5. 別紙1	追加	【提供先】 厚生労働大臣 【法令上の根拠(項番)】 107 【提供先における用途】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律による特別障害給付金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年11月29日	Ⅱ(1)5. 別紙1	追加	【提供先】 厚生労働大臣 【法令上の根拠(項番)】 117 【提供先における用途】 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に よる年金生活者支援給付金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	Ⅱ(1)5. 別紙1	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(項番)】 119 【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(項番)】 120 【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年11月29日	Ⅱ(1) 6.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(56)件 [○]移転を行っている(85)件 []行っていない	[○]提供を行っている(58)件 [○]移転を行っている(85)件 []行っていない	事後	
令和4年10月25日	Ⅲ(1)7. リスク3 消去手順 手順の内容	・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。	・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、その記録を残す。 ・帳票については、規定に基づき、廃棄及び保管をする。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。	事後	
令和4年10月25日	I 2.システム4 ②システムの機能	証明書等自動交付機での証明書作成 証明書自動交付機において、住民票の写し及び印鑑証明書の発行依頼があった場合、証明書を作成し、自動交付機に送信、発行する。	コンビニ交付における証明書作成 コンビニ交付において、住民票の写し及び印鑑証明書の発行依頼があった場合、証明書を作成し、交付機に送信、発行する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙1	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(項番)】 8 【提供先における用途】 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(項番)】 8 【提供先における用途】 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙1	【提供先】 厚生労働大臣 【法令上の根拠(項番)】 77 【提供先における用途】 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 厚生労働大臣 【法令上の根拠(項番)】 77 【提供先における用途】 雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙1	【提供先】 独立行政法人日本学生支援機構 【法令上の根拠(項番)】 106 【提供先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 独立行政法人日本学生支援機構 【法令上の根拠(項番)】 106 【提供先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙1	【提供先】 市町村長 【法令上の根拠(項番)】 116 【提供先における用途】 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 市町村長 【法令上の根拠(項番)】 116 【提供先における用途】 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健予防課 子ども未来局児童相談所 【法令上の根拠(項番)】 7 【移転先における用途】 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【移転先】 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健予防課 子ども未来局児童相談所 【法令上の根拠(項番)】 7 【移転先における用途】 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課 各福祉事務所生活支援課 【法令上の根拠(項番)】 13 【移転先における用途】 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課 各福祉事務所生活支援課 【法令上の根拠(項番)】 15 【移転先における用途】 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) による保護の決定及び実施、就労自立給付金 の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金 の徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課 各福祉事務所生活支援課 【法令上の根拠(項番)】 15 【移転先における用途】 生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被 保護者健康管理支援事業の実施、保護に要す る費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 財政局税務部納税課 財政局税務部滞納対策課 財政局税務部市民税課 財政局税務部固定資産税課 清水市税事務所 【法令上の根拠(項番)】 16 【移転先における用途】 地方税法その他の地方税に関する法律及びこ れらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴 収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査 を含む。)に関する事務であって主務省令で定 めるもの	【移転先】 財政局税務部納税課 財政局税務部滞納対策課 財政局税務部市民税課 財政局税務部固定資産税課 財政局税務部清水市税事務所 【法令上の根拠(項番)】 16 【移転先における用途】 地方税法その他の地方税に関する法律及びこ れらの法律に基づく条例又は特別法人事業税 及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三 十一年法律第四号)による地方税若しくは特別 法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特 別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を 含む。)に関する事務であって主務省令で定める もの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課 各区役所保険年金課 【法令上の根拠(項番)】 30 【移転先における用途】 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課 各区役所保険年金課 【法令上の根拠(項番)】 30 【移転先における用途】 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課 各福祉事務所生活支援課 【法令上の根拠(項番)】 34 【移転先における用途】 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課 各福祉事務所生活支援課 【法令上の根拠(項番)】 34 【移転先における用途】 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 総務局危機管理総室危機管理課 【法令上の根拠(項番)】 36の2 【移転先における用途】 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	【移転先】 危機管理総室 【法令上の根拠(項番)】 36の2 【移転先における用途】 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 総務局職員厚生課 【法令上の根拠(項番)】 39 【移転先における用途】 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付若しくは年金である給付又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【移転先】 総務局職員厚生課 【法令上の根拠(項番)】 39 【移転先における用途】 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課 各区役所保険年金課 【法令上の根拠(項番)】 59 【移転先における用途】 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【移転先】 保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課 各区役所保険年金課 【法令上の根拠(項番)】 59 【移転先における用途】 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉長寿局保健衛生医療部 静岡看護専門学校 保健福祉長寿局保健衛生医療部 清水看護専門学校 【法令上の根拠(項番)】 81 【移転先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	【移転先】 保健福祉長寿局保健衛生医療部 静岡看護専門学校 保健福祉長寿局保健衛生医療部 清水看護専門学校 【法令上の根拠(項番)】 81 【移転先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月25日	Ⅱ(1)5. 別紙2	【移転先】 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健予防課 【法令上の根拠(項番)】 97 【移転先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものの	【移転先】 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健予防課 【法令上の根拠(項番)】 98 【移転先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものの	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1) 6.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(58)件 [○]移転を行っている(85)件 []行っていない	[○]提供を行っている(58)件 [○]移転を行っている(83)件 []行っていない	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ(1)7. ②保管期間 その妥当性	・住民票が消除され除票となった場合の保管期間は、住民基本台帳法施行令第34条により5年間と定められているが、住民からの証明書の交付要望が多いため、当分の間は保管する運用としている。	・住民票が消除され除票となった場合の保管期間は、住民基本台帳法施行令第34条により150年間と定められている。	事後	
令和4年10月25日	V1.④ 個人情報ファイル簿の公表 公表場所	静岡市ホームページ URL:http://vp.city.shizuoka.jp/privinfo/	静岡市ホームページ URL:https://www.city.shizuoka.lg.jp/kojin-joho/	事後	
令和4年10月25日	I 2.システム2 ②システムの機能	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。))。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容	追加	「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ図)	事後	前回修正時に誤削除していたため
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容 (備考)	追加	1. 住民からの異動届等における住民基本台帳の更新 1-①. 住民からの異動届(出生、転入、転出、転居、世帯変更等)、申請(住民票コードの変更、通称名変更、個人番号変更等)を受け付ける。 1-②. 住民基本台帳(住民記録システム(既存住基システム))を更新する。 1-③. 更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。 ※出生、海外からの転入等により、個人番号が付番されていない住民については、1-②と1-③の間に「5. 住民票コードに対する個人番号の指定」を実施する。 1-④. 他自治体にて更新された住民情報を、他自治体の市町村CS、都道府県サーバ経由で、市町村CSに通知を受け、庁内の住民基本台帳(住民記録システム(既存住基システム))を更新する。 2. 個人番号カードによる転入届(特例転入) 3-①. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容 (備考)	追加	2-②. 住民記録システム(既存住基システム)において、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。 3. 職権による住民基本台帳の修正 3-①. 住民記録システムより、世帯・個人に関する各項目の修正を行う。個人に関する情報、世帯に関する情報の職権修正以外に、入力内容に対する訂正、誤入力した内容の抹消などを行う。 ※以降は、1-③の本人確認情報の更新処理を実施。 4. 住民票の写し等の発行 4-①. 住民から、住民票の写しの交付申請を受け付け、住民記録システム(既存住基システム)より、住民票の写しの作成を行う。 4-②. 住民から、住民票の写しの交付申請を郵送で受け付け、住民記録システム(既存住基システム)より、住民票の写しの作成を行う。 4-③. 住民票の写しを交付する。 5. 住民票コードに対する個人番号の指定 5-①. 機構に対し、個人番号の取得を要求する。 5-②. 住民記録システム(既存住基システム)にて、住民票コードと個人番号を紐付け、住民基本台帳を更新する。 5-③. 通知カードの送付先情報を作成する。 ※個人番号の変更の場合は1-①の処理の後から、5-①の処理を開始する。 6. 庁内の他の業務・システムへ異動データの連携 6-①. 住民からの異動届等による住民基本台帳の更新を受けて、庁内の業務で必要となる住民基本台帳情報を共通基盤システムを通じて連携する。 7-②. 他業務システムより、共通基盤システムを通じて	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容 (備考)	追加	住民基本台帳に記載する国保資格情報等を取得する。 ※共通基盤システムを介さない連携も存在する。 7. 符号取得時における機構への処理通番の通知 7-①. 共通基盤システムから中間サーバーに符号を要求し、処理通番を取得する。 7-②. 処理通番を住民記録システム(既存住基システム)へ連携する。 7-③. 市町村CSIにより処理通番を機構へ通知する。 8. 特定個人情報の中間サーバーへの登録 8-①. 他団体からの情報照会時に特定個人情報を提供するために、共通基盤システムを通じて、中間サーバーへ特定個人情報(住民票関係情報)を登録する。 9. 住民基本台帳情報の検索・照会 9-①. 住民記録システム(既存住基システム)で、住民基本台帳に関する情報の検索・照会を行う。 10. 法務省との連携 10-①. 法務省から外国人の在留資格等の情報を法務省連携端末経由で取得し、住民基本台帳を更新する。 11. 統計資料等の作成 12-①. 住民記録システム(既存住基システム)により、統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容 (備考)	追加	12. 住民からの異動届を電子申請で受け付ける。 12-①. 住民からの異動届(転出)を受け付ける。 12-②. サービス検索・電子申請を経由して受け付けた情報が申請管理システムと連携される。 12-③. 申請管理システムの情報を基に、既存住基システムを更新する。 ※以後は、1-③以降と同じ。 13. 戸籍から住記への連携 ・住民票記載事項通知情報連携 ・本籍照合通知連携 ・住民票コード照会 14. 住記から戸籍への連携 ・戸籍附票記載事項通知連携	事後	
令和5年3月31日	I 1. ② 事務の内容	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていないなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1参照)	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていないなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1参照)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 1. ② 事務の内容	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪取得した個人番号等を庁内の共通基盤システムへ連携	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪取得した個人番号等を庁内の共通基盤システムへ連携	事後	
令和5年3月31日	I 1. ② 事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 また、②の転出届等については、窓口や郵送での書類の受付以外に、マイナポータルぴたりサービスのサービス検索・電子申請機能(以下「サービス検索・電子申請機能」という。)及び申請管理システムにより、電子申請を受領する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	【○】庁内連携システム 【○】住民基本台帳ネットワークシステム 【○】その他(証明発行システム、法務省連携システム)	【○】庁内連携システム 【○】住民基本台帳ネットワークシステム 【○】その他(証明発行システム、法務省連携システム)	事後	
令和5年3月31日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	追加	追加	事後	
令和5年3月31日	II 3. ②入手方法	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	
令和5年3月31日	II 3. ⑧使用方法	1. 住民異動の審査 住民異動届等による住民異動の審査 2. 住民票の写し等の交付 個人番号を記載した住民票の写し等の交付の請求があった場合は、その必要性が正当と認められた場合には証明書を交付 3. 転出証明書への記載 転出先市区町村に提出する転出証明書での個人番号記載または住民基本台帳ネットワークを介した転出情報の送信 4. 庁内関係各課への情報提供 番号法で定められた事務において、本人確認により状況把握が必要となった際の情報提供 5. 住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信、個人番号の取得、符号の取得要求及び通知カード送付先情報の送信 6. 情報提供ネットワークシステム連携 住民票関係情報の送信	1. 住民異動の審査 住民異動届等による住民異動の審査 2. 住民票の写し等の交付 個人番号を記載した住民票の写し等の交付の請求があった場合は、その必要性が正当と認められた場合には証明書を交付 3. 転出証明書への記載 転出先市区町村に提出する転出証明書での個人番号記載または住民基本台帳ネットワークを介した転出情報の送信 4. 庁内関係各課への情報提供 番号法で定められた事務において、本人確認により状況把握が必要となった際の情報提供 5. 住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信、個人番号の取得、符号の取得要求及び通知カード送付先情報の送信 6. 情報提供ネットワークシステム連携 住民票関係情報の送信	事後	
令和5年3月31日	II 3. ⑧情報の突合	(1)通知カード、個人番号カード等により、正確な本人確認を行う。【上記1、2、3】 (2)住民票コードにより、正確な記録を行う。【上記5】 (3)その他識別情報により、対象者を正確に把握する。【上記4、6】	(1)通知カード、個人番号カード等により、正確な本人確認を行う。【上記1、2、3】 (2)住民票コードにより、正確な記録を行う。【上記5】 (3)その他識別情報により、対象者を正確に把握する。【上記4、6】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社静岡セイコー	株式会社静岡セイコー	事後	
令和5年3月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社東海道シグマ	株式会社東海道シグマ	事後	
令和5年3月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社データサービスセンター(駿河区役所、清水区役所)	株式会社データサービスセンター(駿河区役所、清水区役所)	事後	
令和5年3月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	追加	追加	事後	
令和5年3月31日	Ⅱ 6. ①保管場所	<静岡市における措置> ・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<静岡市における措置> ・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	
令和5年3月31日	Ⅱ 6. ②保管期間 その他妥当性	・住民票に記録されている間は、必ず保管が必要である。 ・住民票が削除され除票となった場合の保管期間は、住民基本台帳法施行令第34条により150年間と定められている。	・住民票に記録されている間は、必ず保管が必要である。 ・住民票が削除され除票となった場合の保管期間は、住民基本台帳法施行令第34条により150年間と定められている。	事後	
令和5年3月31日	Ⅱ 6. ③消去方法	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ(1)2. リスク4 リスクに対する措置の内容	・届出書等は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、使用後に鍵付の書庫に保管する。 ・住民記録システム(既存住基システム)は住民基本台帳ネットワーク以外とは外部接続できない仕組みである。	・届出書等は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、使用後に鍵付の書庫に保管する。 ・住民記録システム(既存住基システム)は住民基本台帳ネットワーク以外とは外部接続できない仕組みである。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)3. リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)3. リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。	① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)3. リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)3. リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。	・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ(1)3. リスク3 リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対して、引き続き個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては、個人情報保護に関する取扱仕様書を遵守させている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対して、引き続き個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては、個人情報保護に関する取扱仕様書を遵守させている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)3. リスク4 リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・委託先に対しては個人情報の保護に関する取扱仕様書において許可を得ない複製を禁止している。	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・委託先に対しては個人情報の保護に関する取扱仕様書において許可を得ない複製を禁止している。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)4. 情報保護管理体制の確認	・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。 ・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報の保護管理状況について随時検査を行い、報告を求める。	・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。 ・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報の保護管理状況について随時検査を行い、報告を求める。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)4. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・委託にかかる実施体制や従事者名簿等の提出を義務付ける。 ・システムの操作権限を持つ者を必要最小限にする。 ・システムの操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・システムのアクセスログを取得し、不正な使用がないことを確認する。	・委託にかかる実施体制や従事者名簿等の提出を義務付ける。 ・システムの操作権限を持つ者を必要最小限にする。 ・システムの操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・システムのアクセスログを取得し、不正な使用がないことを確認する。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託事業者から適時個人情報の保護管理状況について報告を受けるとともに、その記録を残す。	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託事業者から適時個人情報の保護管理状況について報告を受けるとともに、その記録を残す。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ(1)4. 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関する ルールの内容及びルール遵守の 確認方法	・提供の禁止を契約書に明記している。 ・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。 ・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報の保護管理状況について随時検査し、報告を求める。	・提供の禁止を契約書に明記している。 ・委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。 ・委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報の保護管理状況について随時検査し、報告を求める。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)4. 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関する ルールの内容及びルール遵守の 確認方法	・委託業務については、契約書にて委託業務の実施場所を限定し、許可のない外部への持ち出しを禁止している。 ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。	・委託業務については、契約書にて委託業務の実施場所を限定し、許可のない外部への持ち出しを禁止している。 ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)4. 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の 確認方法	・委託事業者は、個人情報が記録された資料等については、業務終了後、直ちに返還又は引き渡すものとする。 ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。	・委託事業者は、個人情報が記録された資料等については、業務終了後、直ちに返還又は引き渡すものとする。 ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ(1)4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	契約書に「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事項の遵守を明記している。 (※「甲」は委託元を指し、「乙」は委託先を指す。) 1 個人情報保護の基本原則 乙は、この契約に基づく業務(以下「業務」という。)の実施に当たり、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。 2 個人情報の漏えい等の禁止 乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。 3 使用者への周知 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。 4 適正な管理 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。 5 利用及び提供の制限 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。	契約書に「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事項の遵守を明記している。 (※「甲」は委託元を指し、「乙」は委託先を指す。) 1 個人情報保護の基本原則 乙は、この契約に基づく業務(以下「業務」という。)の実施に当たり、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。 2 個人情報の漏えい等の禁止 乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。 3 使用者への周知 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。 4 適正な管理 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。 5 利用及び提供の制限 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ(1)4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	6 複写及び複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報 が記録された資料等を複写し、又は複製しては ならない。 7 資料等の返還 乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、 又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報 が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に 返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が 別に指示したときは、その指示に従うものとする。 8 再委託等における個人情報の取り扱い 乙は、契約書の規定により甲の承認を受けて 業務を再委託する場合は、再委託を受けた者と の間で締結する契約書等に、この契約書の個人 情報の保護に関する規定を準用する旨を明 記しなければならない。この場合において、乙 は、当該契約書等の締結後、速やかにその写し を甲に提出するものとする。 9 事故発生時における報告 乙は、業務の実施において、この仕様書に違 反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるこ とを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示 に従うものとする。業務が終了し、又は契約が 解除された後においても同様とする。	6 複写及び複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、 業務の実施に当たり甲から提供された個人情報 が記録された資料等を複写し、又は複製しては ならない。 7 資料等の返還 乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、 又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報 が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に 返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が 別に指示したときは、その指示に従うものとする。 8 再委託等における個人情報の取り扱い 乙は、契約書の規定により甲の承認を受けて 業務を再委託する場合は、再委託を受けた者と の間で締結する契約書等に、この契約書の個人 情報の保護に関する規定を準用する旨を明 記しなければならない。この場合において、乙 は、当該契約書等の締結後、速やかにその写し を甲に提出するものとする。 9 事故発生時における報告 乙は、業務の実施において、この仕様書に違 反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるこ とを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示 に従うものとする。業務が終了し、又は契約が 解除された後においても同様とする。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)7. リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	< 静岡市における措置 > ・セキュリティゲートにて入退室管理を行って いる部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる 認証が必要である。 ・各区役所等の執務室等への入退室について は、当該所属長の許可を受けた者に限定して いる。 ・特定個人情報が記載・記録された媒体の保管 場所は、施錠管理している。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避 する。	< 静岡市における措置 > ・セキュリティゲートにて入退室管理を行って いる部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる 認証が必要である。 ・各区役所等の執務室等への入退室について は、当該所属長の許可を受けた者に限定して いる。 ・特定個人情報が記載・記録された媒体の保管 場所は、施錠管理している。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避 する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ(1)7. リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<静岡市における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続を制限している。また、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<静岡市における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続を制限している。また、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)7. リスク2 特定個人情報古い情報の まま保管されるリスク リスクに対する措置の内容	住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。	住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ(1)7. リスク3 消去手順 手順の内容	・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。	・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。	事後	
令和6年4月4日	Ⅱ(1)4. 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社東海道シグマ	株式会社エイジェック静岡オフィス	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月4日	I 2. システム1 ②システムの機能	11. 統計資料等の作成 都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。	11. 統計資料等の作成 都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。	事後	
令和6年4月4日	Ⅲ(1)7. リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜静岡市における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。 ・各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 ・特定個人情報が記載・記録された媒体の保管場所は、施錠管理している。	＜静岡市における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。 ・各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 ・特定個人情報が記載・記録された媒体の保管場所は、施錠管理している。	事後	
令和6年4月4日	Ⅲ(2)7. リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・「住民基本台帳ネットワークシステム・セキュリティ対策要綱」に基づき、各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 ・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。	・「住民基本台帳ネットワークシステム・セキュリティ対策要綱」に基づき、各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 ・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。	事後	
令和6年4月4日	Ⅲ(3)7. リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・「住民基本台帳ネットワークシステム・セキュリティ対策要綱」に基づき、各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 ・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。	・「住民基本台帳ネットワークシステム・セキュリティ対策要綱」に基づき、各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 ・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。	事後	
令和6年4月4日	Ⅲ(1)7. リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜静岡市における措置＞ ・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続を制限している。また、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視している。	＜静岡市における措置＞ ・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続を制限している。また、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月4日	Ⅱ(1)6. ③消去方法	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (申請管理システム) ・外部記憶媒体に一時的に保管した際は、使用終了後速やかにデータの消去を実施する。 ・データベース上は保管期間終了後速やかに消去を実施する。 ・機器廃棄時は物理的破壊等データの完全消去を実施する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (申請管理システム) ・外部記憶媒体に一時的に保管した際は、使用終了後速やかにデータの消去を実施する。 ・データベース上は保管期間終了後速やかに消去を実施する。 ・機器廃棄時は物理的破壊等データの完全消去を実施する。	事後	
令和6年5月24日	I 6.②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二における情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各号 ・番号法第19条第15号及び特定個人情報保護委員会規則の規定	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表における情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各項 ・番号法第19条第15号及び特定個人情報保護委員会規則の規定	事前	
令和6年5月24日	Ⅱ 5.提供・移転の有無	[○]提供を行っている(58)件 [○]移転を行っている(83)件 []行っていない	[○]提供を行っている(60)件 [○]移転を行っている(83)件 []行っていない	事前	
令和6年5月24日	Ⅱ 5.提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	
令和6年5月24日	Ⅱ 5.①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号	事前	
令和6年5月24日	Ⅱ 5.②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号に定める各事務(別紙1参照)	事前	
令和6年5月24日	Ⅱ 5.移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第9条第1項別表に定める法定事務又は準法定事務を処理する者(別紙2参照)	事前	
令和6年5月24日	Ⅱ 5.①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1	番号法第9条第1項別表	事前	
令和6年5月24日	Ⅱ 5.②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1に定める各事務(別紙2参照)	番号法第9条第1項別表に定める各事務(別紙2参照)	事前	
令和6年5月24日	Ⅱ(1)5. 別紙1	番号法第19条第8号別表第2に定める事務	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	Ⅱ(1)5. 別紙1	追加	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令第2条に定める事務	事前	
令和6年5月24日	Ⅱ(1)5. 別紙2	番号法第9条第1項別表第1	番号法第9条第1項別表	事前	
令和6年5月24日	Ⅲ(1)3宛名システム等における措置の内容	・共通基盤システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、共通基盤システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・共通基盤システムへは、権限のない者の接続を認めない。	・共通基盤システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、共通基盤システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・共通基盤システムへは、権限のない者の接続を認めない。	事前	
令和6年11月7日	I-1 ②事務の概要	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	誤記修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月24日	Ⅱ－6 ①保管場所	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月24日	Ⅱ－6 ③消去方法	(略)	<静岡市における措置> (略) <ガバメントクラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月24日	Ⅲ－７ ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月24日	Ⅲ－７ ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和7年7月24日	Ⅲ－７ 消去手順 手順の内容	(略)	＜静岡市における措置＞ (略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月24日	Ⅳ－1 ③監査 具体的な内容	(略)	(略) 3 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和7年7月24日	Ⅳ－3	追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	